

林野火災注意報等の発令について

林野火災の予防上、注意を要すると認める気象状況となったため、管内に以下のとおり発令しました。

たき火や野焼きから大規模な林野火災に発展することがあります。

林野火災予防について、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年4月25日

下北地域広域行政事務組合消防本部

注意報発令		発令区域					警報発令		注意報切替		注意報解除		備考
年月日	時間	むつ市	東通村	大間町	風間浦村	佐井村	月日	時間	月日	時間	月日	時間	
R8/4/25(土)	8:30	●	●		●								

注意報発令中は、火災予防条例第31条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

* 発令状況の周知、広報について

消防本部ホームページ（ <http://shimoko.e-shimokita.jp/syobo/> ）、SNS（X(旧ツイッター https://x.com/Shimokita_FD ））にも掲載します。

